

65歳
以上の方

接種予約のご案内が届いたら予約を

6月中に65歳以上のすべての方へ「接種予約のご案内」を送付します。案内が届きましたら、すでに送付済みのクーポン券(接種券)に記載してある接種券番号(10桁)をご確認の上、次のいずれかの方法で予約してください。

- ①電話で予約
- ②パソコンなどのインターネットで予約
- ③スマートフォンアプリ「LINE」で予約

なお、それぞれの予約方法を動画で紹介していますので、市ホームページからご確認ください。



●予約時のスマートフォン操作に不安がある方へ

各地域公民館でお手伝いをします。スマートフォン(お持ちの方)とクーポン券(接種券)を持参してください。

- ▶期間 火～金曜日(休館日、祝日を除く)
- ▶時間 午前9時～午後3時(正午～午後1時を除く)



接種会場

高齢者接種は、**行田中央総合病院、行田総合病院(※)、石井クリニック、行田グリーンアリーナ**の4カ所で開催しています。

※行田総合病院での接種は、かかりつけの患者(過去に一回でも受診したことのある方)となります。**〈お願い〉接種会場となる医療機関、行田グリーンアリーナへの問い合わせはご遠慮ください。**



ワクチン接種までの手順を動画で紹介

65歳以上の方のワクチン接種について、クーポン券(接種券)が自宅に届いてからワクチンを接種するまでの流れを動画で紹介しています。市ホームページからご覧ください。



当日は接種しやすい服装で

ワクチンは腕の上部(肩に近い)の腕の筋肉(三角筋)に接種します。接種当日は、半そでTシャツ(袖がゆるめのもの)を着用する(長袖の下に着ることも可)など、**肩まで出しやすい服装**で来場してください。



65歳
以上の方

ワクチン接種の「キャンセル待ち接種」の登録者を募集しています

ワクチン接種は予約制ですが、当日の体調不良などにより、急なキャンセルも予想されることから、貴重なワクチンを有効活用できるよう、「キャンセル待ち接種」の登録者を募集しています。

接種会場でキャンセルが発生した場合、市から登録者へ電話連絡し、接種可能な会場を伝えます(接種会場は選べません)。なお、登録者本人と連絡が取れない場合には、次の登録者へ連絡します。

- ▶対象 65歳以上で、行田市発行のクーポン券(接種券)をお持ちの方
- ▶登録方法 市役所本庁舎、南河原支所、保健センター、各地域公民館に設置の所定はがき(63円切手を貼付)、またはお手持ちの郵便はがきに、①氏名(フリガナ)、②接種券番号、③電話番号、④生年月日を記載し、保健センターへ郵送または所定はがき設置場所の受付箱に投函(記載漏れがあった場合には登録できません)。
- ▶送付先 〒361-0023 行田市長野2-3-17 行田市保健センターワクチン接種担当

問い合わせ

- 接種時期・場所、接種券について
行田市新型コロナウイルスワクチン接種コールセンター(相談センター)
☎556-1115
受付時間:午前9時～午後5時(当面の間、土・日曜日、祝日も実施)
- ワクチン接種後の副反応について
埼玉県新型コロナウイルスワクチン接種の専門相談窓口
☎0570-033-226(ナビダイヤル)
受付時間:24時間対応(土・日曜日、祝日も実施)
- その他、ワクチン接種について
厚生労働省 新型コロナワクチンコールセンター
☎0120-761770(フリーダイヤル)
受付時間:午前9時～午後9時(土・日曜日、祝日も実施)

※接種予約のためのコールセンターの電話番号は、「接種予約のご案内」に記載します。

▶問い合わせ 保健センター ☎553-0053

お知らせ

新型コロナウイルス ワクチン接種



市では、国などからの方針に基づき、65歳以上の方へのワクチン接種を進めています。今後、国の動向やワクチンの供給状況によってはスケジュールなどの変更も見込まれますが、皆さんに一日でも早く、また安心安全に接種を受けていただけるよう努めていますので、ご理解とご協力をお願いします。

なお、掲載内容は5月20日現在のものですので、状況により変更となる場合があります。

最新情報は市ホームページで確認ください。

16歳から64歳までのすべての方に クーポン券(接種券)を送付します

クーポン券(接種券)は、**6月中**に発送します。「接種予約のご案内」がお手元に届くまで、大切に保管してください。

●すぐに予約はできません

お手元にクーポン券(接種券)が届いても、すぐにワクチン接種の予約はできません。

順次、対象となる方へ「接種予約のご案内」を送付します。先着順や抽選ではありません。ご案内が届くまで、安心してお待ちください。

●クーポン券(接種券)は大切に

届いたクーポン券(接種券)は接種日まで大切に保管してください。クーポン券(接種券)がないと、ワクチン接種は受けられません。紛失した場合は、保健センターまたは高齢者福祉課へ再発行の申請をしてください。

基礎疾患を有する方からの優先接種の申し出を受け付けます

基礎疾患を有する方は、重症化リスクの大きさなどを踏まえ、65歳以上の方の次の接種順位とされています。そのため、市では、64歳以下の方で基礎疾患を有する方からの優先接種の申し出を受け付けます。なお、接種予約の開始時期は、65歳以上の方の接種状況を踏まえてご案内します。

- ▶対象 市内在住の16歳から64歳までの方(昭和32年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた方)のうち、次の「基礎疾患の範囲」のいずれかに該当し、優先接種を希望される方
- ▶受付期間 6月1日(火)から6月30日(水)まで
- ▶申請方法 市役所本庁舎および保健センターに設置している「基礎疾患保有者新型コロナワクチン接種券 送付申出書」(市ホームページからダウンロード可)に必要事項を記入の上、郵送またはEメールにより保健センターへ提出してください。【郵送】〒361-0023 行田市長野2-3-17 行田市保健センターワクチン接種担当 【Eメール】g-kisoshikkan@city.gyoda.lg.jp

基礎疾患の範囲

1. 次の病気や状態の方で通院または入院している方

- ①慢性の呼吸器の病気
- ②慢性の心臓病(高血圧を含む)
- ③慢性の腎臓病
- ④慢性の肝臓病(肝硬変など)
- ⑤インスリンや飲み薬で治療中の糖尿病または他の病気を併発している糖尿病
- ⑥血液の病気(鉄欠乏性貧血を除く)
- ⑦免疫の機能が低下する病気(治療や緩和ケアを受けている悪性腫瘍を含む)
- ⑧ステロイドなど、免疫の機能を低下させる治療を受けている

- ⑨免疫の異常に伴う神経疾患や神経筋疾患
- ⑩神経疾患や神経筋疾患が原因で身体の機能が衰えた状態(呼吸障害など)
- ⑪染色体異常
- ⑫重症心身障害(重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した状態)
- ⑬睡眠時無呼吸症候群
- ⑭重い精神疾患(精神疾患の治療のため入院している、精神障害者保健福祉手帳を所持している、または自立支援医療(精神通院医療)で「重度かつ継続」に該当する場合)や知的障害(療育手帳を所持している場合)

2. 基準(BMI30以上)を満たす肥満の方 BMI = 体重(kg) ÷ 身長(m) ÷ 身長(m)